

私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業 利用料助成金のお知らせ

杉並区では、私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業の利用に当たり、保護者の方の利用者負担額の軽減を図るため、利用料の助成を行っています。この助成金を受け取るには申請手続きが必要です。

1 補助対象施設と対象者

対象施設	事業を行う杉並区内の私立幼稚園
対象者	・園児と同居する保護者で、杉並区に住民登録をしていること。 ・保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない0～満3歳児のうち以下に該当する者
	(1) 生活保護世帯
	(2) 特別区民税、市町村民税非課税世帯
	(3) 年収360万円未満相当世帯
	(4) 多子世帯
	第2子（子の年齢を問わず、保護者と生計を一にする子のうち年齢が高い順に数えて2番目の子をいう。）以降の児童

2 申請期限・申請後のスケジュール

注意

助成金は遡って交付することはできません。必ず申請期限までに申請書の提出をお願いします。

※申請した期以降は、第4期まで自動更新としますので、再度の申請は必要ありません。
ただし、年度内で利用施設が変わった場合は再度の申請が必要です。

期	利用対象月	申請期限	決定通知送付	振込予定
第1期	令和7年4月～6月分	<u>令和7年6月30日(月)</u>	令和7年7月下旬	令和7年8月中旬
第2期	令和7年7月～9月分	<u>令和7年9月30日(火)</u>	令和7年10月下旬	令和7年11月中旬
第3期	令和7年10月～12月分	<u>令和7年12月26日(金)</u>	令和8年1月下旬	令和8年2月中旬
第4期	令和8年1月～3月分	<u>令和8年3月27日(金)</u>	令和8年4月下旬	令和8年5月中旬

※区で審査のうえ、交付・不交付の決定を通知します。

※審査に必要な情報の確認ができない場合は、交付決定通知、振込が遅れることがあります。

年度内に審査に必要な書類等の確認ができない場合、審査対象外となり、助成金の支払いができません。

3 提出書類

以下の書類を提出してください。※太字の書式は区ホームページからダウンロードできます。

(1) 全員提出	
杉並区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業利用料助成申請書兼口座振替依頼書	
(2) 該当者のみ提出	
生活保護世帯	保護証明書の写し
特別区民税、市町村民税非課税世帯	保護者全員の令和6年度非課税証明書
年収360万円未満相当世帯	保護者全員の令和6年度課税証明書等課税額が確認できる書類

※多子世帯については、杉並区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業利用料助成申請書兼口座振替依頼書のみを提出してください。

4 助成金額について

対象者	助成金額
生活保護世帯	児童一人当たり日額上限 3,000 円
特別区民税、市町村民税非課税世帯	児童一人当たり日額上限2,400円
年収360万円未満相当世帯	児童一人当たり日額上限2,100円
多子世帯	実費負担額（月額上限44,000円）

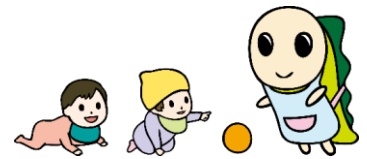
※助成金額は、実際に支払った利用料と比較して、低い方の額を助成します。

5 助成方法について

決定した助成金は、申請書兼口座振替依頼書で指定した口座(当該児童の保護者名義に限る)へ振り込みます。

6 その他

- ・複数の施設を利用した場合は、申請書兼口座振替依頼書を施設ごとに提出してください。
- ・転出（転居）した等世帯の状況が変わった場合は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。



【提出先・問い合わせ先】

〒166-8570

杉並区阿佐谷南 1-15-1

杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係

☎03-3312-2111（代表）